

ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金

【補助金を受けることができるもの】

- 佐伯市外から佐伯市に定住目的（5年以上生活の拠点を置くこと）で住宅を取得し、その住宅に居住を始める人
- 住宅の契約の日から1年以内の人
- 佐伯市に住民票を置いていない人、または佐伯市に移住して1年を経過していない人
- 移居前、移住後の住所地の市区町村において納入すべき税金を完納している人。
- 過去において、この補助金を交付されたことのない人
- その他、各要件を満たす人

（令和3年）

支援内容	対象者		補助対象区分				補助率	上限額	
			新規建設 建売住宅	購入 (中古住宅)		賃貸			
				空き家 バンク	空き家 バンク以外	空き家 バンク			空き家 バンク以外
住宅の新規建設 または 建売住宅の購入	移住予定者 または 所有者等 (※①)	県外	●				10/10	50万円	
		県内	●				10/10	25万円	
住宅購入 (中古住宅)	移住予定者 または 所有者等 (※①)			○	●		1/4	※③ 100万円	
住宅改修	移住予定者 または 所有者等 (※①)			○		●	2/3	※③ 100万円	
仲介手数料	移住予定者 または 所有者等 (※①)			●	●	●	●	10/10	5万円
家財処分	移住予定者 または 所有者等 (※①※②)			●		●		10/10	10万円
引っ越し	移住予定者		●	●	●	●	●	2/3	20万円
奨励金	移住予定者の属する世帯に 18歳以下の子どもがいるもの		●	●	●	●	●	一律	10万円
	上記の18歳以下の子どもが 3人以上のいるもの		●	●	●	●	●	一律	5万円

※①：移住予定者の3親等内の親族が、移住予定者のみが居住するための住宅を新規で取得し、その住宅の所有者となる場合

※②：空き家バンク物件の所有者（売主）

※③：空き家バンク物件を購入し、あわせて改修する場合の上限額は、購入と改修を合わせて100万円です。それぞれ100万円ずつの補助ではありません。

誓約事項に違反があった場合等、補助金の返還を求める場合があります

【お問い合わせ先】 コミュニティ創生課 0972-22-3033